告示

○法務省告示第二百七十一号

静岡県御前崎市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年九月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、御前崎市役所又は静岡地方法務局掛川支局に照会すること。

平成二十五年八月二日

静岡県城東郡新野村五十一番地　法務大臣　谷垣　禎一

永田　長藏

○法務省告示第二百七十二号

静岡県御前崎市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年九月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、御前崎市役所又は静岡地方法務局掛川支局に照会すること。

平成二十五年八月二日

静岡県小笠郡朝比奈村上朝比奈七百八十四番地の二　法務大臣　谷垣　禎一

中嶋伊太夫

○法務省告示第二百七十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二日　法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表中村精工株式会社の項から三恵工業株式会社の項まで、株式会社アルテスの項、奥村鍛工株式会社の項、朝日ウッドテック株式会社の項、株式会社サンブロードケミカルの項及び株式会社ヒナセ金属製作所の項を削り、同表有限会社ダイカ産業の項中「大阪府東大阪市菱江一丁目二十二番十八号」を「大阪府東大阪市加納四丁目八番二十七号」に改め、同表阪和ホーロー株式会社の項、株式会社フクトクテクノスの項、日出染業株式会社の項から株式会社ハートウエルの項まで及び株式会社毛利商店の項を削り、同表に次のように加える。

株式会社かつ美	大阪府岸和田市上白原町二百二十九番地の一	婦人子供服製造

○外務省告示第二百六十八号

平成二十五年七月四日にロンドンで、防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成二十五年八月二日

外務大臣　岸田　文雄

防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

日本国政府及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

安全保障の分野において両締約国政府の間に存在する協力関係を考慮し、

国際的な共同研究、共同開発及び共同生産に参加することにより、防衛装備品及び他の関連物品の性能を改善し、並びにこれらの費用の上昇に対処することが、先進国の間で一般的になっているという事実を認識し、

両締約国政府が参加する防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産が、それぞれの国の安全保障に資すること並びに日本国及び英国の防衛産業の間の一層緊密な関係を促進することを希望し、

両締約国政府が参加する共同研究、共同開発及び共同生産に係る事業を促進するため、武器及び武器技術の移転を規律すべき条件が定められる必要があることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

1　各締約国政府は、自国の関係法令及びこの協定の規定に従い、2の規定に従って決定される防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産に係る事業を実施するために必要な武器及び武器技術を他方の締約国政府の使用に供する。

2　共同研究、共同開発及び共同生産に係る個別の事業は、両締約国政府により、商業的採算を含む各種の要素を考慮して決定され、外交上の経路を通じて確認される。

第二条

1　前条2の規定に従って決定される共同研究、共同開発及び共同生産に係る事業のために移転される武器及び武器技術を決定する機関として、合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、二の国別委員部で構成する。

日本国側委員部は、次の者で構成する。

防衛省の一の代表者

外務省の一の代表者

経済産業省の一の代表者

英国側委員部は、次の者で構成する。

国防省の一の代表者

英国貿易投資総省防衛安全保障部の一の代表者

外務英連邦省の一の代表者

3　移転される武器及び武器技術を決定するために必要な関連情報は、外交上の経路を通じて国別委員部に伝達される。

4　移転される武器及び武器技術は、3の規定に従って伝達された関連情報に基づき、合同委員会により決定される。

5　この協定を実施するため、特に、移転される武器及び武器技術、移転の当事者となる者並びに移転の詳細な条件を定める細目取極が、両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。日本国政府の権限のある当局は、防衛省及び経済産業省とする。グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府の権限のある当局は、国防省及び英国貿易投資総省防衛安全保障部とする。

第三条

1　各締約国政府は、他方の締約国政府から移転された武器及び武器技術を、国際連合憲章の目的及び原則並びに細目取極において決定する他の目的に適合する方法で効果的に使用するものとし、いずれの一方の締約国政府も、当該武器及び武器技術を他の目的のため転用してはならない。

2　各締約国政府は、この協定に基づいて移転される武器及び武器技術に係る権原又は占有権を、当該武器及び武器技術を移転した締約国政府の事前の同意を得ないで、自国政府の職員若しくは委託を受けた者（契約者及び下請契約者を含む。）以外の者又は他の政府に移転しない。

第四条

各締約国政府は、自国の関係法令及び両締約国政府の間の適用可能な国際約束に従い、この協定に基づいて他方の締約国政府から移転される秘密情報を保護するための必要な措置をとる。

第五条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、それぞれの国の関係法令及び予算に従って実施される。

第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

第七条

1　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2　この協定の改正は、両締約国政府の書面による同意により行われ、その署名の日に効力を生ずる。